

＜桐生市職業訓練センター 新型コロナウイルス感染拡大予防に関するガイドライン＞

新型コロナウイルス感染症拡大予防に伴い、群馬県が定める「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づき「桐生市職業訓練センター」の開館に関する事項について下記のとおり定める。

1. 行動基準による警戒レベルと開館の区分

| 警戒レベル | | 使用の可否 | | 開館基準 |
|-------|-------------------------|-------|----|--|
| 区分 | 状態 | 可否 | 人数 | |
| 1 | 基本的な感染対策の徹底 | ○ | | 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請に準じ、感染防止対策を徹底のうえ、人数制限を行う。警戒レベル「4」の場合は、不特定多数の人が入館するイベントでの利用を停止する。 |
| 2 | 感染リスクの高い場所・県外移動 十分注意 | | | |
| 3 | 感染リスクの高い場所・県外移動 自粛 | | | |
| 4 | 日中を含め外出自粛 | 一部可 | | |

※「人数制限」は、施設内における各室ごとに設定する。

※貸室の長期にわたる利用（認定職業訓練、県委託訓練、長期研修など）の場合は、利用者と施設管理者が感染防止に配慮しながら、使用の条件や人数などについて別途協議するものとする。

2. 開館に関する基本事項

- ①館内は3密（密閉、密集、密接）の状態を避けるとともに十分な換気を行うよう対策を講じる。
 - 大人数での利用の際は、利用者の間隔を空けそれぞれが接触しないよう注意を促す。
 - 一時的に混み合うなどし、利用者の人数が管理できない場合は、状況により館内への入館を制限し3密の状態を回避する。
 - 出入口は定期的に開放するなど、室内の換気に努める。他の会議室が利用中であるなど、開けておくことができない場合は、音や声には十分配慮し、小まめに換気を行う。
- ②館内での飛沫感染や接触感染の防止の対策を講じる。
 - 人との距離が2メートルを保てない場合は、マスクの着用を推奨する。
 - 利用受付の際、利用者との対応が対面となるため、飛沫防止のためパーテーション等を受付に設置する。また、入館料の支払いなど金銭の授受を行う時は、受け皿などを使いお互いが接触しないよう配慮する。
 - 施設管理者は消毒液を用意し、利用者には手指の消毒を励行する。
 - 施設管理者は館内で複数の人の手が触れる場所（階段の手すり、ドアノブ、トイレの水栓など）については適宜消毒を行う。
- ③利用者の感染予防の対策を講じる

- 利用者の健康状態を確認し感染拡大を予防する。
- 利用者の中から感染者が発生した場合、濃厚接触者の確認のため緊急連絡先を確認する。

■利用者健康状態確認事項

- ①体調不良（発熱、咳、倦怠感など）の有無
- ②有事の際の連絡の可否

《講座受講者等》

講座の初回受講日前までに、「健康状態チェックシート」に記載された健康状態の確認項目について、毎回の講座受講の度に該当しないことを確認したうえで受講するよう説明する。受講日に該当項目がある場合は施設管理者に申告し、感染の症状が出ている場合には、原則として利用を控えていただく。

《貸室利用者》**【少人数利用の場合（5人未満）】**

利用者一人一人に「健康状態チェックシート」の記入をお願いする。

- ・利用者の当日の健康状態を確認する。☑が入らない項目がある場合には利用を不可とする。また、本人の申告がなくても体調不良と判断できる場合は、利用を控えていただくようお願いする。

【大人数利用の場合（5人以上）】

代表者に「健康状態チェックシート」の記入をお願いする。

- ・参加者の当日の健康状態を確認する。☑が入らない項目がある場合には利用を不可とする。また、代表者の申告がなくても体調不良と判断できる参加者がいる場合は、その参加者の利用を控えていただくようお願いする。

④利用者が出すゴミの処分について

- 利用者が使用したティッシュなどから感染する恐れも考えられることから、ゴミについては利用者各自の持ち帰りとする。

⑤館内での食事について

- 原則として、館内での食事は不可（区分1を除く）とする。やむを得ず食事を行いたい場合は、必ず施設管理者に申し出のうえ、利用者が相互の十分な距離を確保すること及び会話を厳に慎むことで食事を許可する場合があるが、この場合も全ての責任は利用者が負うものとする。なお、食事方法等についての詳細は、施設管理者と事前の調整を必要とする。

⑥費用請求について

- 利用者が本ガイドライン及び施設管理者の指示に従わず、また過失などにより、感染状態での施設の利用が確認された場合は、施設の消毒作業などの原状回復に係る費用を請求する可能性がある。

⑦その他

- 上記基本事項の他にも、施設管理者から指示があった場合には、利用者はその指示に従うこととする。

3. 施設利用の休止の判断

- 群馬県が定める警戒レベルや緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置適用等の内容を鑑みて適宜判断する。
- 貸室の長期にわたる利用（認定職業訓練、県委託訓練、長期研修など）の場合は、利用者と施設管理者が感染防止に配慮しながら、使用の条件や人数などについて別途協議するものとする。

4. 問い合わせ先

- | | | |
|-------------|----|----------------------|
| 桐生市職業訓練センター | 電話 | 0277-54-2101 |
| 桐生市商工振興課 | 電話 | 0277-46-1111（内線 565） |